令和3年第18回大田区選挙管理委員会 定例委員会 議事要旨 日時 令和3年10月18日(月)午前9時00分 場所 区役所本庁舎903会議室

議案審議

- 1 選挙人名簿登録の抹消について 公職選挙法第 28 条の規定に基づき、永久選挙人名簿から 2,424 名を抹消 した。
- 2 選挙人名簿の登録について 公職選挙法第22条第3項の規定に基づき、永久選挙人名簿に5,135名を 選挙時登録した。
- 3 地方自治法第74条第5項等の規定による数の告示について 地方自治法第74条第5項等の規定に基づく数の告示について承認された。
- 4 在外選挙人名簿登録の抹消について 公職選挙法第30条の11の規定に基づき、在外選挙人名簿から6名を抹 消した。
- 5 在外選挙人名簿の登録について 公職選挙法第30条の6の規定に基づき、在外選挙人名簿に19名を登録 した。
- 6 衆議員議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所について 公職選挙法第 144 条の 2 第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 10 月 31 日執 行の衆議院議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所を定めた。
- 7 衆議員議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の告示について

公職選挙法第48条の2第6項等の規定に基づき、衆議院議員選挙及び最 高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を定めた。

8 衆議員議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における外部立会人候補者 の選定について 公職選挙法第49条第10項等の規定により、外部立会人候補者を定めた。

- 9 指定投票区及び指定関係投票区の変更・指定について 公職選挙法第26条第1項の規定に基づき、指定投票区及び指定関係投票 区を変更し、指定した。
- 10 指定在外選挙投票区の変更・指定について 公職選挙法第30条の3第2項の規定に基づき、指定在外選挙投票区を変 更し、指定した。
- 11 衆議院議員選挙における指定在外期日前投票所の告示について 公職選挙法第48条の2第1項等の規定に基づき、衆議院議員選挙におけ る指定在外期日前投票所を定めた。
- 12 衆議員議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所について 公職選挙法第 39 条及び第 41 条の規定に基づき、衆議院議員選挙及び最 高裁判所裁判官国民審査における投票日当日投票所を定めた。
- 13 衆議員議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票の場所及び日時について

公職選挙法第64条の規定に基づき、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判 官国民審査における開票の場所及び日時を定めた。

- 14 衆議員議員選挙における投票管理者等の選任について 公職選挙法第37条等の規定に基づき、衆議院議員選挙における投票管理 者等を選任した。
- 15 衆議員議員選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任告示について 公職選挙法施行令第 25 条等の規定に基づき、衆議院議員選挙における投 票管理者及び同職務代理者を選任告示する旨決定した。
- 16 衆議員議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及び同職務代理者の選任告示について

公職選挙法第61条第2項等の規定に基づき、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及び同職務代理者を選任告示する 旨決定した。

- 17 衆議院議員選挙における開票立会人のくじを行う場所及び日時について 公職選挙法第62条第6項の規定に基づき、衆議院議員選挙における開票 立会人のくじを行う場所及び日時を定めた。
- 18 衆議院議員選挙における個人演説会等の施設の設備の程度及び使用に関する費用の額の承認について

公職選挙法施行令第 119 条第 2 項及び第 121 条の規定により、個人演説会等の施設の程度及び使用に関する費用の額について承認した。

報告事項

- 1 今後の日程について 今後の日程について確認した。
- 2 衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行について 衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行にあたっての、東京 都選挙管理委員会委員長の通知について報告した。
- 3 第49回衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の管理執行上の留意 事項について

衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の管理執行上の留意事項 に関する、東京都選挙管理委員会事務局長の通知について報告した。

- 4 衆議院議員選挙の立候補届出受付について 衆議院議員選挙立候補届出受付の内容、会場について確認した。
- 5 投票事務従事者の選任について

衆議院議員選挙における投票事務従事者のうち、事務長、庶務係長、相 談係について報告した。